

学校法人会計について

私立大学等経常費補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書、その他の財務計算に関する書類を作成し、公認会計士又は監査法人による監査を受けて所轄庁に届け出なければならないとされています。

学校法人においては、次に掲げる計算書類を作成しなければなりません。

(学校法人会計基準第4条)

1 資金収支計算書（活動区分資金収支計算書）

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。）の収入及び支出のてん末を明らかにするため作成する書類です。また、平成27年度より新たに活動区分ごとに資金の流れが分かる活動区分資金収支計算書を作成することになりました。附属する内訳表として、部門ごとに区分して記載する資金収支内訳表、人件費支出内訳表があります。

2 事業活動収支計算書（旧：消費収支計算書）

当該会計年度の3つの活動（教育活動・教育活動以外の経常的な活動・その他の臨時的な活動）に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度において基本金に組み入れる額を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を表します。企業会計の損益計算書に類似した計算書です。附属する内訳表として、部門ごとに区分して記載する事業活動収支内訳表があります。

*「基本金」とは、学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために留保すべき金額である。

第1号基本金 教育に必要な固定資産の取得価額（但し、自己資金調達分）相当分

第2号基本金 将来の設備投資に備えた財源確保

第3号基本金 基金として保持する資産相当分

第4号基本金 1か月分の運転資金相当分

3 貸借対照表

年度末における資産、負債、正味財産（基本金、繰越収支差額など）の財政状態を表します。附属する内訳表として、固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表があります。

「企業会計と学校会計の違い」

企業は、将来にわたって事業活動を継続していくという前提に基づいて成り立っています。継続企業を前提とすることにより、人為的に区切られた期間ごとに企業の財政や経営成績を報告する損益計算が必要となり、財政状態や経営成績を明らかにするために貸借対照表や損益計算書が作成されます。教育活動を提供する学校法人は、企業よりも永続性がより一層重視されており、資金収支計算で明らかにされる資金の収支及びてん末以外に、学校法人の資産の消費額及び用役の対価と、その補てんに充当しうる収入とが持続的に均衡しているか、そして学校法人が保有する財産が有効に維持管理されているかを明らかにするために事業活動収支計算書と貸借対照表が作成されます。

事業活動収支計算書各科目の説明

実験実習料	実験実習の費用として徴収する収入
施設設備資金	施設拡充費、維持のための資金として徴収する収入
入学検定料	入学試験、転入学試験のために徴収する収入
試験料	再試・追試験等のために徴収する収入
一般寄付金	用途指定のない寄付金
受取利息・配当金	預金、貸付金、有価証券等の利息、配当金等の収入
退職金財団交付金収入	私学財団から退職金資金その他の交付金を受けた時の収入
基本金組入額	学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持するべきものとして、その収入のうちから組み入れた金額
教員人件費	教員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費
職員人件費	職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費
消耗品費	教材用消耗品費、保健衛生用消耗品費も含む
光熱水費	電気料、水道料、ガス代等
旅費交通費	通勤手当は含まない
奨学費	支給した奨学金
通信運搬費	郵便料、電信電話料及び物品の運搬料
保健衛生費	健康診断料、抗体検査
印刷製本費	教材等の印刷および製本のための支出
新聞雑誌費	新聞、雑誌、書籍（図書に該当しないもの）等を購入した時の支出
修繕費	施設設備等の修繕又はこれらの修繕用資材購入費用
損害保険料	火災保険料等
賃借料	施設設備等の賃借料
諸会費	教育関係団体等に対する会費等
会議費	会議に伴う茶菓子代、食事代等。
実験実習費	実習施設に支払う実習謝金
報酬・委託・手数料	報酬、料金、業務委託料及び手数料
行事費	学園祭等に対する補助金
車輛燃料費	ガソリン代等
公租公課	租税その他の賦課金
広報費	学生募集に要する広告、宣伝費等
渉外費	交際費等
減価償却額	固定資産のうち建物・備品等、時の経過によって価値が減少するものの取得価額を毎年度の支出に費用配分した金額